

(うるま市提出用)

質問回答書	
公告番号 う企プ2第31001号	件名：勝連・与那城地域まちづくり調査業務(R7)
回答日 令和7年5月27日	
質問事項	回答事項
仕様書>第20条 業務内容>(2)① 「与那城総合公園多種目球技場のゾーニング計画の作成」とあるが、旧与那城庁舎周辺の利活用に向けた検討が進まなかった場合、本業務は不要か。	旧与那城庁舎周辺の利活用に向けた検討の進捗に関わらず、「与那城総合公園多種目球技場のゾーニング計画の作成」は行うものとしております。
仕様書>第20条 業務内容>(2)① 「過年度計画で検討している歩行者デッキの位置・構造についても検討を行う。」とあるが、歩行者デッキの位置・構造についての検討とは、方針を決めればよいか。	今回業務では、令和6年度業務で示された歩行者デッキの案に対して、周辺環境や利用者の動線、安全性、地域の景観への影響など、多角的な視点からの検討を行い、適切な位置、構造を決定することを想定しております。
仕様書>第20条 業務内容>(2)③ 「旧与那城庁舎、歴史民俗資料館の解体にかかる概算費用の算出を行う。」とあるが、概算費用の算出とは類似規模事例からの算出でよいか。	今回業務では、今後の利活用案の比較検討に向け、建物の規模と形状の確認、立地条件の確認、廃棄物の処理費用(概算)、市場価格の変動、専門業者からの見積りの参照などを考慮した、より精度の高い概算費用の算出を想定しています。
仕様書>第20条 業務内容>(2)③ 「①及び④を踏まえ、都市公園の廃止に向けた都市計画変更」とあるが、①、④を踏まえた結果、都市公園の廃止が見送りになった等で都市計画変更の必要性がない場合、本業務は不要か。	第20条業務内容(2)①、④の結果に関わらず、都市計画の変更の検討を行うことを想定しておりますが、都市計画の必要性がないと判断された場合は業務内容の変更について協議することとします。
仕様書>第20条 業務内容>(2)⑦ 「都市計画変更についての検討」とあるが、手続きとスケジュールを明確にすればよいか。	ご認識のとおりで相違ありません。

仕様書>第20 条 業務内容>（４）② 「整備計画（整備内容、整備費用の算出、着手優先度を記載した実施スケジュール）の作成」とあるが、整備費用の算出は類似事例調査からの概算でよいか。	今回業務では、類似事例調査の他、建物の規模と形状の確認、立地条件の確認、市場価格の変動、専門業者からの見積りの参照などを考慮した、より精度の高い概算費用の算出を想定しています。
仕様書>第20 条 業務内容>（４）⑤ 「拡充可能面積の検討並びに類似事例を活用して概算工事費の算出を行い、比較検討」とあるが、現時点で埋立想定面積を想定しているのであればご教示いただきたい。	現時点で想定している埋立面積はございません。
仕様書>第20 条 業務内容>（５）① イベントの告知に関しては、うるま市のHP等でも発信は可能か。その際に、費用はかかるか。	うるま市ホームページでのイベント情報の発信は可能です。また、その場合の費用は発生いたしません。
仕様書>第20 条 業務内容>（５）① 「受注者からうるま市所有の行政財産の使用料等は徴収しない。」とあるが、運動公園の各施設をイベントで使用する場合においても使用料はかからないか。	費用は発生しないことを想定しておりますが、企画提案内容によっては関係各所と協議が必要となる場合がございます。
仕様書>第20 条 業務内容>（５）① 「沖縄県所有の行政財産の使用料等は受注者の負担とする。」とあるが、沖縄県所有であるロードパークを占拠しイベントを開催する場合の費用はいくらか。	沖縄県が所管する部分（道路及び付帯施設）については「沖縄県道路占用徴収条例」をご確認ください。うるま市が所管する部分（あやはし館及びあやはし館周辺）について、費用は発生いたしません。なお、令和6年度に実施したイベントについては道路法第39条第1項のただし書き規定により免除されていることを申し添えます。
仕様書>第20 条 業務内容>（５）① 運動公園内施設・ロードパークの使用において、使用したい期間の何か月前までに申請が必要か。	何か月前に申請するといった規定やルールなどは設けてはおりませんが、業務開始後、早い段階でイベントの実施に向けて、関係課及び指定管理者と事前調整を行うことを想定しております。

仕様書＞第20 条 業務内容＞（８） 検討委員会へ支払う謝礼金額の規定はいくらか。また謝礼に関しては有識者1名、地域有志者等9名の合計10名分を開催日数分支払う規定か。	委員報酬単価及び報酬が必要な人数については 学識者：8,000円×1名 その他：4,000円×7名 を想定しております。 委員会の回数は2回を想定しておりますので、業務内訳書に記載する金額は上記の金額×2回のコストを記載していただいて問題ございません。 なお、委員の人数は現時点での想定であり、委員選定時の状況によって増減が生じる可能性があることを申し添えます。
仕様書＞第20 条 業務内容＞（８） 検討委員会の委員は宿泊並びに交通費はかかるか。かかる場合、宿泊費の規定はあるか。また交通費の概算に向けた前提を教えてください。	検討委員会の委員の宿泊費及び交通費は発生しないことを想定しております。
仕様書＞第20 条 業務内容＞（８）（９） 検討委員会及び報告会・ワークショップ・説明会・セミナーに関する会場費はかかるか。また会場は指定があるか。	現時点では公共施設の利用を想定しているため、費用はいたしません。検討委員会についてはうるま市役所会議室、ワークショップ・説明会・セミナーについてはあまわりパーク多目的室の利用を想定しております。なお、公共施設以外を利用する場合の費用については受注者負担といたします。
説明書＞第2章 企画提案書等について＞（６） ⑨のプレゼンテーションとあるが、8枚の中にプレゼンテーションの概要を含める必要はあるか。 説明書＞第3章	プレゼンテーションの概要を含める必要はございません。 令和7年5月14日に⑨の項目を実施説明書から削除しております。ご確認ください。
説明書＞第3章 企画提案書等の審査＞（１） プレゼンテーションでは提出した企画提案書（A4 片面8枚）ではなく、様式自由の資料を用意してよいのか。	プレゼンテーションでは提出していただいた企画提案書（A4 片面8枚）を使用してください。なお、企画提案書の一部を拡大したものなどをモニターに投影し、補足説明を行うことは問題ありません。